<u>医療法人設立認可申請の</u> 申請書(案)の提出先等が変更になります。

令和5年度第2回目の医療法人設立認可申請(申請書(案)9月末提出締切り分)から、 以下のとおり申請書(案)の提出先等を変更します。

1、医師会加入者の申請書(案)提出先が、兵庫県保健医療部医務課に 変わります。

- ・<u>医師会加入者について、</u>今までは申請書(案)の提出先を「兵庫県医師会」としていましたが、令和5年度第2回目の医療法人設立認可申請より、<u>申請書(案)の提出先を「兵庫県保健医療部医務課」に変更します。</u>
- ・歯科医師会加入者は今までどおり、「兵庫県歯科医師会」に提出してください。
- ・今後、申請書(案)提出締切りについては、第1回目が5月31日(必着)、第2回目が9月30日(必着)とします。(土日祝日の場合は翌平日必着) ※歯科医師会加入者は兵庫県歯科医師会へご確認願います。

2、医師会、歯科医師会未加入者の申請書(案)提出前の事前ヒアリングを 廃止します。

・<u>医師会、歯科医師会未加入者について</u>、今までは申請書(案)提出前に、兵庫県保健 医療部医務課にて事前ヒアリングを実施していましたが、令和5年度第2回目の医 療法人設立認可申請より、事前ヒアリングを廃止します。

3、申請書(案)提出前に事前登録をお願いします。

- ・申請書(案)の提出前にインターネットでの事前登録をしてください。
 - ※申請数を把握するために登録をお願いするものです。
 - ※事前登録の登録漏れがあった場合も、申請書(案)の提出は受付けます。
 - ※登録後、申請を取りやめる場合は、メールまたは電話にてご一報いただけますと 幸いです。

4、申請書(案)提出時に「医療法人設立認可説明資料チェックリスト」の 提出が必要になります。

- ・医療法人設立認可申請をされる医療機関の理事長就任予定者は、申請書(案)提出前に、「医療法人設立認可説明資料」をご覧いただき、「医療法人設立認可説明資料チェックリスト」に、理事長就任予定者が署名又は記名押印してください。
 - 署名又は記名押印後の「医療法人設立認可説明資料チェックリスト」を申請書(案)に添付して提出願います。
 - ※<u>医師会・歯科医師会への加入・未加入に関係なく、申請される医療機関は全て提</u>出が必要です。